

平成 20 年 12 月 24 日

北アルプス広域連合
ごみ処理広域化係 御中

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳
白馬村北城 11020 電話 72-7601

住民アンケートの設問等に関する意見

はじめに

私どもは、12月16日付の広域連合長宛の文書で、『アンケート調査は客観性を担保できないとの理由をあげて、私どもは「アンケート」に一貫して反対してきました。』と述べたように、今回意見を寄せることが住民アンケートを容認する立場からではないことを前置きします。

一般に、当事者が行なうアンケートは、データが不利ならば「法的根拠」をタテに拒否し、有利ならば「かさにかかって」強引に進める根拠とする大きな問題があります。北アルプス広域連合は、「成立基準を設けない」「判断基準を示さない」「判断の主体者すら示さない」姿勢にその思惑を潜めています。

さらに、「各戸にアンケート用紙と広域連合の説明資料を郵送する際、計画に疑問を示す団体の主張などは同封しないと表明。(12/23 信濃毎日)」に至っては、第三者委員会に委ねたはずの中立性にまで立ち入った暴言であり、貴委員会を冒涇するものではないでしょうか。「いかようにも有利な結果を導くことが出来る」と、主権者たる住民をないがしろにする正体を現わしたともいえます。貴委員会の、主体性ある明快なリーダーシップを切望するものです。

1. アンケート全般に関わる意見

1) アンケート用紙に「地元の意思」を明記すべきです。

全村的な調査が、結果として「地元」(当該地区や隣接地区)の意思を数の力で封殺することにならないか懸念しています。「地元」がどう考えているのかをアンケート用紙内で示した上でのアンケートでなければ公平性は担保されません。

2) アンケート実施要綱を作成して、住民に公開すべきです。

作成に際しては、大雑把な「ごみ処理施設建設に関する白馬村民の意向を把握する住民アンケート調査の実施について」(広域議会資料)の内容を補い、下記のような内容を網羅すべきと考えます。

例：調査目的の明瞭化、実施主体（広域連合・白馬村）の責任・権限分担、アンケート調査委員会の権限・構成・委員長名・住民窓口、回答用紙の受付期限）

なお、調査期間への委託を止め、公開の場で集計を行なうことを検討すべきと考えます。

3) 回収率による成立条件を設けるべきです。

新聞報道された「回収率で成立・不成立を判断しない」との方針は誰が決めたものか不明ですが、本当にそれでいいのでしょうか。万一、合併時のアンケート回収率 60.7%を下回るような結果となれば、連合長・村長のリーダーとしての資質が問われます。高い回収率を得るためにも、データの信頼性を高めるためにも成立条件は必要と考えます。

4) 「最大限尊重」という、その判断基準を事前に明示すべきです。

「結果は最大限尊重する」との連合長・白馬村長の発言には具体性がありません。またその判断に「第三者機関」が関わるかのごとき発言に至っては当事者責任の放棄です。事前に明示すべきものと考えます。

2. 今回の意見募集に関する意見

1) 意見募集の方法について、さまざまな点で配慮が足りません。これでは、まるで“アリバイ作り”のような意見募集です。

例：■全村民に届けない■一度も説明会を開かない■原案が作られた経過説明がない（新聞報道の「設問案は、広域連合の示した数案からアンケート調査委員会を選んだ」が事実ならば、数案の内容も一緒に公開すべきです。）■集まった意見をどう活かすのか説明がない■集まった意見の公開・非公開に触れていない■意見募集に必要な十分な期間を確保していない

2) 少なくとも 1 回は、公開の場で説明会を行なうべきです。

設問案は、2 巡目の住民説明会の内容、11 月 25 日の連合長答弁、さらには 18 日に閉会したばかりの白馬議会定例会での村長答弁などと微妙に異なる内容を含んでいます。既に住民に摺りこまれているものがある以上、その払拭には説明会で応えるべきです。

3) 白馬村の主体性はどこにあるのかが不明確です。

今回の意見募集では「広域連合」のみが表記されていて、「実施主体：広域連合・白馬村」とした広域連合議会での説明との間には矛盾があります。1－2)とも関連しますが、白馬村の責任と権限があるはずで

3. 設問についての意見

1) 問2 「なお、…」以下の追記事項は削除すべきです。

(理由)

a. 公正さという観点で、“結果がどうなるかわからない”との前提で問うのが筋ですから、結果が判明し「賛成多数」で飯森建設となった場合のことを触れてはなりません。これは明らかに誘導です。

どうしても書きたいと考えるのなら、「反対多数」で飯森建設を断念した場合のことも並列的に書くべきですが、それは回答者の理解に混乱を招きます。

b. 2-2)でも触れたように、住民説明会から始まってつい数日前まで「生活環境影響調査で民意を問う」との情報が住民にインプットされています。

その情報と混同しかねません。

c. 「なお…」以下の説明からは、「賛成多数」の場合は「生活環境影響調査実施の為の同意は改めて問わない」との解釈もなりたちます。

本来は、「なお」の文言には追記の意味合いがあり、本旨ではないという軽さがありますが、解釈は個々人により大きく異なるでしょう。

私どもは、例え何回になろうとも、その都度必要な住民理解は得るべきだと考えます。「改めて問わない」との解釈も可能な追記は不要です。

d. 「行なうこととしています」は、その方向が既定路線であり、そうなることが当然であるかのごとき表現で、厳密な意味では誘導にあたります。

2) 問1 クロス集計の必要性を感じません。また、回答者に大きな心理的影響を与えるので削除すべきと考えます。仮に残す場合も、ここが空欄でも回答は有効にすべきです。

2) 問2 選択肢の配列は、4と3の順番を逆にすべきと考えます。

3) 問3 「わからない」の選択者だけに意見を求めることの意義を感じません。削除してください。

以上